

各 位

会 社 名 高千穂交易株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 井出 尊信
(コード番号 2676 東証プライム市場)
問 合 せ 先 コーポレートマネジメント本部長 岩本 昌也
(TEL 03-3355-1111)

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 6 月 26 日開催予定の当社第 74 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、2025 年 3 月 21 日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示のとおり、取締役会から取締役への権限委譲による意思決定と業務執行の迅速化を図るとともに、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化することを通じて、更なるコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2025 年 6 月 26 日開催予定の当社第 74 回定時株主総会での承認を条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行いたします。これに伴い、当社定款につき、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除等の変更を行います。また、「監査等委員会設置会社」は、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨を定款で定めることから、経営の意思決定および業務執行の更なる迅速化を可能とするべく、該当する規定の新設を行います。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2025 年 6 月 26 日(予定)
定款変更の効力発生日	2025 年 6 月 26 日(予定)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第4条(条文省略)	第1条～第4条(現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条～第9条(条文省略)	第5条～第9条(現行どおり)
第 10 条(株主名簿管理人) (条文省略)	第 10 条(株主名簿管理人) (現行どおり)
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。	2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 <u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u> が選定する。
第 11 条(株式取扱規則) 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、 <u>取締役会において定める</u> 株式取扱規則による。	第 11 条(株式取扱規則) 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、 <u>取締役会または取締役会において委任を受けた取締役が定める</u> 株式取扱規則による。
第 12 条(条文省略)	第 12 条(現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第 13 条～第 18 条(条文省略)	第 13 条～第 18 条(現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第 19 条(条文省略)	第 19 条(現行どおり)
第 20 条(取締役の員数) 当会社の取締役は、7名以内とする。	第 20 条(取締役の員数) 当会社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)

(新設) 第 21 条(取締役の選任) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. ～3. (条文省略) (新設) 第 22 条(条文省略) 第 23 条(代表取締役および役付取締役) 当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。 2. (条文省略) 3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名を選定することができる。 第 24 条(取締役の任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。 (新設) 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	は、7名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。 第 21 条(取締役の選任) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。 2. ～3. (現行どおり) 4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。<u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> 第 22 条(現行どおり) 第 23 条(代表取締役および役付取締役) 当会社は、取締役会の決議により、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。 2. (現行どおり) 3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名を選定することができる。 第 24 条(取締役の任期) 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する</u>
---	--

	時までとする。
第 25 条(条文省略)	第 25 条(現行どおり)
第 26 条(取締役会の招集通知)	第 26 条(取締役会の招集通知)
取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
第 27 条(条文省略)	第 27 条(現行どおり)
第 28 条(取締役会の決議の省略)	第 28 条(取締役会の決議の省略)
当社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	当社は取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
第 29 条(取締役会の議事録)	第 29 条(取締役会の議事録)
取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。	取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。
第 30 条(条文省略)	第 30 条(現行どおり)
第 31 条(取締役の報酬等)	第 31 条(取締役の報酬等)
取締役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。	取締役の報酬等は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会の決議をもってこれを定める。
第 32 条(条文省略)	第 32 条(現行どおり)
(新設)	第 33 条(重要な業務執行の決定の委任)
	当社は、会社法第 399 条の 13 第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部

	を取締役に委任することができる。
<u>第5章 監査役および監査役会</u>	(削除)
<u>第 33 条(監査役および監査役会)</u> <u>当会社は、監査役および監査役会を置く。</u>	(削除)
<u>第 34 条(監査役の員数)</u> <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u>	(削除)
<u>第 35 条(監査役の選任)</u> <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u>	(削除)
<u>第 36 条(監査役の任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
<u>第 37 条(常勤監査役)</u> <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)
<u>第 38 条(監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u>	(削除)
<u>第 39 条(監査役会の決議の方法)</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u>	(削除)
<u>第 40 条(監査役会の議事録)</u>	(削除)

<u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u>	
<u>第 41 条(監査役会規程)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除)
<u>第 42 条(監査役の報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u>	(削除)
<u>第 43 条(社外監査役の責任免除)</u> <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の規定する額とする。</u>	(削除)
(新設)	<u>第 5 章 監査等委員会</u>
(新設)	<u>第 34 条(監査等委員会)</u> <u>当社は、監査等委員会を置く。</u>
(新設)	<u>第 35 条(常勤の監査等委員)</u> <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	<u>第 36 条(監査等委員会の招集通知)</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新設)	<u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>第 37 条(監査等委員会の決議の方法)</u>

	<u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>第 38 条(監査等委員会の議事録)</u> <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびに法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</u>
(新設)	<u>第 39 条(監査等委員会規程)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第 44 条～第 46 条(条文省略)	第 40 条～第 42 条(現行どおり)
第 47 条(会計監査人の報酬等)	第 43 条(会計監査人の報酬等)
会計監査人の報酬等は代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て決める。	会計監査人の報酬等は代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て決める。
第7章 計 算	第7章 計 算
第 48 条～第 51 条(条文省略)	第 44 条～第 47 条(現行どおり)